

## 議案第41号

### 鳥取県留置施設視察委員会条例の設定について

次のとおり鳥取県留置施設視察委員会条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数等）

第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他職務の遂行に支障があると認められるときは、委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。